

鳥取縣公報

第 千 七 十 八 號

昭和十四年十一月四日

土 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

條 例

◇鳥取縣條例第十二號

昭和八年二月鳥取縣條例第一號鳥取縣稅賦課條例中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第十九條第十四號「ヌ」ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

ル、農地交換ニ因ル取得ニシテ臨時租稅措置法第二十二條ノ二ニ依リ登録稅ヲ免除セラレタル
モノ

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◇鳥取縣告示第六百八十七號

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和拾四年十一月四日 第 千 七 十 八 號

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

昭和十四年通常縣會ヲ昭和十四年十一月十八日鳥取市ニ招集ス
昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百八十八號
鳥取縣中等學校入學者選拔運用委員會規程左ノ通定ム

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣中等學校入學者選拔運用委員會規程

- 第一條 本會ハ鳥取縣中等學校入學者選拔運用委員會ト稱シ事務所ヲ鳥取縣廳學務課内ニ置ク
- 第二條 本會ハ本縣中等學校入學者選拔方法ノ運用ヲ適正ナラシムルタメ左ノ事項ヲ處理ス
 - 一 實施ニ關スル具体的方法ノ審議
 - 二 實施ニ關スル查察指導
 - 三 事後審査及研究
- 第三條 本會ハ會長一人 副會長一人及委員若干人ヲ以テ組織ス
- 第四條 會長ハ學務部長 副會長ハ學務課長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ本縣中等學校長 小學校長及關係官中ヨリ知事之ヲ命ス
- 第五條 會長ハ會務ヲ統轄ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキソノ職務ヲ代理ス
- 第六條 本會ニ幹事若干人ヲ置キ知事之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス第七條本會ニ第一部及第二部ヲ置キ委員ノ部屬ハ會長之ヲ定ム 附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第六百八十九號

臨時種牡牛検査、同上種牡牛監督検査并役肉用牛登録審査左ノ通施行ス
種牡牛検査并役肉用牛登録審査ヲ受ケントスル者ハ十一月十三日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ提出スヘシ

種牡牛監督検査ヲ受クヘキ者ハ當日種付帳簿ヲ携帯スヘシ

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査場所	種牡牛検査 種牡牛監督検査	役肉用牛 登録審査	出場區域	検査時
日野郡 上村	十一月十五日	十一月十五日	日野郡一圓	
根同 雨町	同 十六日	同 十六日		
溝同 口町	同 十七日	同 十七日		

西伯勝寺村	同	十八日	同	十八日	米子市一圓 西伯郡一圓
米子市田町	同	二十日	同	廿一日	
西伯來屋町	同	廿二日	同	廿二日	
東伯碕町	同	廿三日	同	廿三日	東伯郡一圓
市勢村	同	廿四日	同	廿四日	
倉吉町	同	廿五日	同	廿六日	
正氣高條村	同	廿七日	同	廿七日	氣高郡一圓
大同正村	同	廿八日	同	廿八日	

當
午
前
十
時

八頭ヶ瀬町	同	廿九日	同	廿九日	八頭郡一圓
船岡村	同	三十日	同	十一月一日	
岩美郡富町	同	十二月二日	同	二日	岩美郡一圓 鳥取市一圓
鳥取市吉方	同	三日	同	三日	

◆鳥取縣告示第六百九十號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ
昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所氏名

米子市東倉吉町一三四番地ノ二

一 建築物ノ所在

德本藤市

一 用途

米子市東倉吉町一三四ノ二番地
作業場

一 構造 權利 木造瓦葺平屋建一棟
 一 建築物ノ面積 建築面積 四五、九二八平方米
 突出セル部分 四四、〇三三平方米
 一 命令事項

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
 一、前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スヘシ

一、本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツヘシ
 一、知事必要アリト認ムルトハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルヘシ

◆鳥取縣告示第六百九十一號
 市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所氏名

米子市西倉吉町七十一番地

佐田 菊次郎

一 建築物ノ所在地

米子市錦町二丁目二六六一番地

一 用途 製材工場
 一 構造種別 木造平家建一棟
 一 建築物ノ面積 建築面積 九九、〇九〇一平方米
 突出セル部分 九、九五九九平方米

一 命令事項

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
 一、前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スヘシ

一、本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツヘシ
 一、知事必要アリト認ムルトハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルヘシ

◆鳥取縣告示第六百九十二號
 市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所氏名

米子市祇園町一丁目二五番地

株式會社石黒造船所

社長 石黒茂一郎

一 建築物ノ所在地

米子市祇園町一丁目二五番地

一 用途 自轉車置場

一 構造種別 木造平家建一棟

一 建築物ノ面積 建築面積 三六、五一九二平方米
突出セル部分 三六、五一九二平方米

一 命令事項

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一、前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スヘシ

一、本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツヘシ

一、知事必要アリト認ムルトハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルヘシ

◆鳥取縣告示第六百九十三號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ昭和十四年七月十一日付鳥取縣告示第四百四十五號假設建築物建築ノ件中左ノ通建築工業變更ノ件許可セリ

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 構造種別 木造瓦葺二階建

一 建築物ノ面積 五九、五〇四平方米

00255

◆鳥取縣告示第六百九十四號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所氏名 鳥取市瓦町百六十四番地

高木兼藏

一 建築物ノ所在地

鳥取市西品治町字行徳北側二二二ノ六番地

一 用途 住宅

一 構造種別 木造瓦葺平家建一棟

一 建築物ノ面積 建築面積 三九、三五平方米
突出セル部分 三九、三五平方米

一 命令事項

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一、前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除

却スヘシ

- 一、本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツヘシ
- 一、知事必要アリト認ムルトハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルヘシ

◆鳥取縣告示第六百九十五號

昭和十四年十月二十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十四年十一月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算 △印 減 高

歲 入 常 部

第十一款 使用料及手数料	一九、九二〇
第十二款 國庫下渡金	一九、九二〇
第十三款 雜收	九八八
第十三款 雜賣	九八八
第六項 物品賣拂代	二六、八四八
	五八四

第八項 過年度收入 二六、二六四
歲入 經常部計 四七、七五六

臨時部

第一款 繰越金 一、七四四

第二款 國庫補助金 一、七四四

第三款 教育費補助金 五八六、八五二

第四款 衛生費補助金 八、二九〇

第五款 勸業費補助金 二〇〇

第六款 勸業費補助金 五七八、三六二

第七款 勸業費補助金 三、六二六

第八款 勸業費補助金 三、六二六

第九款 臨時部計 一一一、〇〇〇

第十款 臨時部計 一一一、〇〇〇

第十一款 臨時部計 七〇三、二二二

第十二款 臨時部計 七五〇、九七八

第二款 會議費 二、五九五

第一項 縣會 議員 費	二、五九五
第三款 縣 職員 給 諸 費	一、二五九
第一項 俸 給 諸 費	五九〇
第二項 廳 給 諸 費	六六九
第四款 警 察 給 諸 費	八七二
第一項 俸 給 及 諸 給 費	六六〇
第二項 廳 舍 修繕 費	二一二
第五款 警 察 廳 舍 修繕 費	七〇〇
第一項 修 繕 費	七〇〇
第七款 教 育 費	一〇〇
第三項 高 等 女 學 校 費	一〇〇
第八款 衛 生 及 病 院 費	二〇〇
第二項 衛 生 諸 院 費	二〇〇
第九款 勸 業 費	二二一
第三項 農 事 試 驗 場 費	四七四
第五項 農 產 物 檢 查 所 費	三四〇
第七項 蠶 業 取 締 所 費	一五八
第九項 繭 檢 定 所 費	二六二
第十二項 林 產 物 檢 查 所 費	三〇〇
第十六項 勸 業 諸 費	一、九八七

第十六款 財 產 費	八五〇
第二項 管 理 費	八五〇
第十七款 縣 稅 取 扱 費	四、九八九
第一項 徵 收 費	四、九八九
歲 出 經 常 部 計 費	一、七八六
第四款 勸 業 費	八、〇八一
第一項 勸 業 費	八、〇八一
第十款 教 育 補 助 費	四、〇〇五
第一項 教 育 補 助 費	四、〇〇五
第十二款 勸 業 補 助 費	二、一二九
第一項 勸 業 補 助 費	二、一二九
第二十八款 森 林 治 水 事 業 費	五、七九九
第八項 民 有 林 計 畫 施 業 獎 勵 費	五、七九九
第三十四款 事 變 費	五八、三六一
第三項 教 育 費	五、二七五
第四項 勸 業 費	五三、〇八六
第四十九款 雜 出 費	四、一七七
第一項 過 年 度 追 拂	五三五

圓

- 第二項 過年度過納 下 辰金
- 第三項 過年度返 納 金
- 第六十一款 旱害 對策 施設 費
- 第一項 旱害對策 農產物施設 費
- 第二項 旱害對策 耕地施設 費
- 第三項 旱害對策 土木事業 費

歲出 臨時 部 計
 歲出 臨時 部 計

- 一、八九八
- 一、七四四
- 六五六、六四〇
- 二二四、九一〇
- 三八〇、七〇〇
- 五一、〇三〇
- 七三九、一九二
- 七五〇、九七八

彙報

某海軍工廠工員採用要綱

- 一、採用豫定員數 ○○○名
- 二、志願者ノ資格
 - ◎尋常小學校卒業以上ノ年齡滿十五歲以上
 - 四十歲未滿ノ身體強健ヲ身元確實ナル男子
- 三、待遇
 - (一) 賃 錢 (朝七時カラ午後四時半迄ノ定時間賃錢)

素人(未經験者)

- 十七歲未滿 一、一五位
 - 二十歲迄 一、二〇同
 - 廿五歲迄 一、二五同
 - 三十歲迄 一、三〇同
 - 卅五歲迄 一、三五同
 - 卅五歲以上 一、四〇同
- 採用後二箇月ハ見習期間トシテ上記賃錢ヨリ十五錢低シ

◎有經驗者ハ試驗ノ上技術ニ相當スル賃錢ヲ支給ス

- (二)加 給(割リ増) 素人デモ三箇月後ヨリ賃錢ノ外ニ二割乃至三割程度ノ加給ガアル、殘業ヲスレバ別ニ増ガアリ、公休日ニ出業スレバ平日通りノ給與ガ貰ヘル
- (三)賞與、昇級 勤績ノ長短ニ依リテ六月ト十二月ニハ相當ナ定期賞與ガアリ昇級制度モアル
- (四)旅 費 採用者ニハ試驗地カラ吳市迄ノ旅費ヲ支給スル
- (五)年金制度 臨時工員カラ通常工員トナツテ二十年以上勤績スレバ工員ヲ止メテモ終身年金ガアル
- (六)福利施設
 - (イ)購買所ト酒保 日用品ガ安ク買ヘテ便利デアル、廠内デハ辨當モ十錢デ配給シテ居ル
 - (ロ)病院 完備シタ病院ガアツテ病氣ニ罹ツテモ無料入院治療ガ出來ル

四、注意事項

- (一) 志願書類
 - (イ)志願票(職業紹介所ニアル)
 - (ロ)身分證明書(市町村長カラ貰フコト)
 - (ハ)寫真二枚(半身脱帽手札型台紙ナキモノ、間ニ合ヌ人ハ指紋デ代用ス)
- ◎志願書類ハ期日迄ニ職業紹介所へ差出スコト
- (二) 現在地ニ就職中ノ者ハ雇傭主ノ承諾

- (ハ)會館 圖書室ノ外散髪、浴場、食堂及娛樂等ノ設備ガアツテ俱樂部トシテ安ク利用ガ出來ル
- (ニ)體育 劍道、柔道、弓道、野球、庭球相撲等各種ノ體育會ガアツテ好ミノニ入會ガ出來ル、毎年春秋二回競技會ガ開催セラレル
- 農繁期ニハ往復日數ノ外十日間ノ休暇アリ
- (ホ)映畫會 毎月一回位「ニュース」映畫ヲ加ヘタ優秀映畫ヲ慰安ト教育ヲ兼ねテ無料デ觀覽セシメラレテ居ル

ヲ得テ志願スルコト

(三) 試験場ニ行ク爲ニ要スル旅費ハ自辨ノ事

五、試験ノ期日及場所

十一月十五日 午前九時 鳥取職業紹介所

十六日 同 倉吉同

十七日 同 米子市青年學校

◎(學科試験ハ無イ)

六、其ノ他ノ事項

(一) 試験當日ニハ萬年筆カ鉛筆、辨當、認印等ヲ持ツテ來ルコト

(二) 試験ノ前日ニハ必ズ入浴シテ身體ヲ清ニシテ來ルコト

正 誤

(三) 試験當日ハ成ルベク持合セノ服(青年學校服、在郷軍人服等)ヲ着テ來ルコト

(四) 採用ニ決ツタ人ハ當分ノ間成ルベク獨身デ來ル方ガヨイ

(五) 入廠後ノ作業服ハ從來ノ持合セノ服デ支ナイ、新ニ作ル人ハ廠内ノ酒保デ買フノガ一番便利デ安價デア

(六) 今ノ處工廠ニハ未ダ寄宿舎ガ出來テ居ラヌカ、ラ當分ノ間吳デハ知合ヤ親族ノ家ニ下宿シタ方ガ便利ダガ、知合ノナイ人ニハ下宿ノ世話ヲスルカラ採用ノ際係員ニ其ノコトヲ申出ルコト

吳ノ下宿代ハ三食附二十圓 間借ハ六疊一間六圓程度デ簡易食堂モ相當澤山アル夜具ハ成ルベク持ツテ來ル方ガヨイ

昭和十四年十月三十一日發行ノ鳥取縣公報第七十七號鳥取縣訓令第十七號工業調查規則施行細則中左ノ通正誤ス

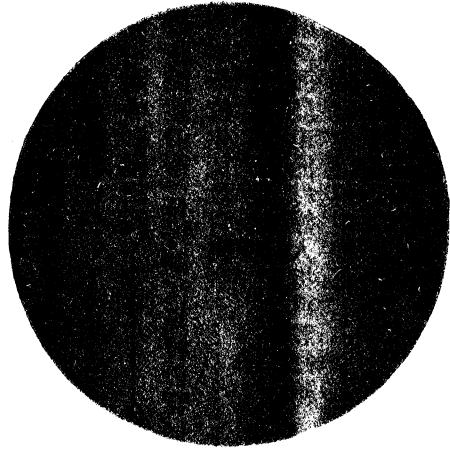
頁	行	正	誤
三一	一四	調査票乙二通	調査票乙一通

人口動態總覽 昭和十四年八月分

	婚姻		離婚		出生		死亡		產		差引 増減
	婚	離	男	女	男	女	男	女	不詳		
鳥取市	三	四	四	四	八	九	四	七	三	一	七△七
米子市	二	三	二	三	五	三	三	三	一	二	七△八
岩美郡	二	三	四	四	八	三	一	一	一	一	一△七
八頭郡	三	二	七	六	一	一	三	二	一	一	五△六
氣高郡	二	二	五	六	一	一	二	一	一	一	三△一
東伯郡	六	九	一	一	二	一	二	五	一	一	一〇△一七
西伯郡	七	六	八	一	一	一	七	四	一	一	一〇△一七
日野郡	一	三	四	四	八	五	九	三	一	一	六△八
計	三〇	三三	五〇	五二	一〇一	八二	一、〇一四	五九九	一、一四〇	二四	五〇△二六
前半同月	三五	三七	五七	五三	一、一〇四	七九二	五九二	一、三四二	三〇	二八	五六△三三

備考 △ハ差引減ヲ示ス婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入リタル者及自市町村内ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲グ

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第二十八號

00266

目次

- 一 現下の時局と國民の覺悟(上)……………海軍中將野田 清 二一頁
- 一 貯蓄報國に一層邁進を望む……………(時局 課) 二九頁
- 一 優良家系調査について……………(社會教育課) 三一頁
- 一 青年團の神饌献穀……………(同) 三二頁
- 一 道路愛護の華(日野郡江尾村の實例)……………(土木 課) 三三頁
- 一 青年學校生徒教育調査……………(社會教育課) 三六頁
- 一 三極密植促成栽培法……………(規畫 課) 三六頁
- 一 第四回農山漁村婦人指導者修練
講習會講習生推薦……………(社會教育課) 三九頁
- 一 正しい炊飯法(白米食問題の四)……………(衛生 課) 三九頁
- 一 第六回勞働統計實地調査書類の進達……………(統計 課) 四一頁
- 一 滿洲帝國協和會開拓關係職員募集……………(社會教育課) 四二頁
- 一 開拓文庫の設置……………(社會 課) 四四頁
- 一 第八次滿洲開拓民早期本隊希望者決定……………(同) 四四頁

金の死蔵をやめませう

00267

現下の時局と國民の覺悟

海軍中將 野田 清

(上)

十月三日より九日迄實施せられた銃後々援強化週間中、縣では中央から海軍中將野田清閣下を招
聘し、六日午後七時より鳥取縣師範學校講堂に於て講演會を開催したが、野田中將は「現下の時局
と國民の覺悟」と云ふ演題の下に我々の常に知らんと欲する時局問題を滔々と約二時間の長時間に
亘つて講演せられ、滿場の聴衆に多大の感銘を與へ、時局の認識を一層深からしめると共に、更に
我々銃後國民としての覺悟に就て一大指針を與へられた。以下は同中將の講演を速記したものであ
る。

私は只今御紹介に與りました野田であります。本夕は本縣及び本市の御計畫に従ひまして、銃後
々援強化週間中に行はれます此の極めて意義深き講演會に於きまして、熱心なる且つ理解の深き皆
さん方に對してお話し申上げる機會を得ましたことは私の非常に欣快とする次第であります。

支那事變が始まりましたから今日まで二年有余、此の間我が陸海軍は、海に陸に將又空に連戦連
勝、多大の戦果を挙げまして皇軍の威武を内外に宣揚致しましたことは、皆さん充分御承知のこと
々考へるのであります。而して皇軍に依つて占據せられた支那各地に成立を見ました親日政權は、
健全なる發達を遂げまして其の基礎を鞏固にし、更に近く打つて一丸とした中央親日政權の成立を

見んとする情勢に立至つたのであります。且又支那の民衆も漸く日本の眞意を諒解致しまして、一面蔣政權に對する反感、或は和平に對する希求の機運が擡頭致しましたのみならず、樂土安住の地を求めて皇軍に歸順し來る者が非常に多いのであります。而して占據地域に於きます地安維持の回復、或は産業復興、資源の開発、或は文化諸施設等着々と其の歩を進めまして、此處に新東亞の建設が確實に具現しつゝある情勢であります。

然るにも拘らず蔣政權並に國民黨各部は開戦以來今日に至るまでの敗戦若くは失政を蔽ひ切ることが出来ず、財政は窮迫し、民心は日に離反致し、蔣政權の周圍からも和平を望む空氣が鬱勃として起りつゝあるのであります。蔣介石は何等反省することなく、諸般の術策を弄して己れの地位を保つことに専念し、又第三國に通謀して軍事的、或は財政的の援助を求めて長期抗日を呼號し、之を實行しつゝあるのであります。而して又第三國、殊にソビエト聯邦、英、米、佛等の諸國は東亞の情勢を充分認識せず、又日本の今事變に對する眞意を諒解することなく、只管彼等の權益、或は彼等の勢力を維持することに力を注ぎ、所謂利己的の立場からのみ此の事變を見て陰に蔣政權を援助し、甚だしきに至りましては、我が陸海軍の行動にすら制肘、或は干渉をなさんとする不都合千萬なる働きをなしつゝあるのであります。

斯の如く今日まで我が皇軍は軍事上多大の成功を收め、東亞新秩序は着々進捗しつゝあるのであります。蔣政權の徹底的潰滅と云ふ事變窮極の目的を達成するまでには、尙ほ前途遼遠なる状況にあるのであります。而して九月上旬歐洲に勃發致しました戦亂に依り帝國も亦其の影響を免るゝことが出來ないのであります。斯の如く現下の時局は洵に重大でありまして、恐らくは我國未曾有のものど考へるのであります。而して我等統後の國民は克く此の時局の重大性を認識致しまして此の際堅固なる覺悟と決意を新たに致しまして統後の護りを固くし、舉國一致此の國難を打倒して

聖戦の目的を達成しなければならぬことは申上ぐるまでもないのであります。而して私は此の重大なる時局の認識、延ひては統後々援の強化に資する意味に於きまして、二、三時局に關連した事項に付き所見を申上げて、皆さんの御参考に供したいと存する次第であります。

支那に孫子と云ふ兵法の大家がありました。此の孫子の書きました兵書の中に斯う云ふことがあります。

知レ彼 知レ己 百戰 不レ殆。 不レ知レ彼 知レ己 一勝 一敗。

即ち一回は負け一回は勝つ、勝負半ばすると云ふ意味であります。

不レ知レ彼 不レ知レ己 每戰 必敗。

之は私が説明するまでもなく御諒解のことゝ存するのであります。凡そ戦争に於きましては敵の状況を明かにし、之を正當に理解し、即ち敵を輕んじ、或は敵を恐るゝが如きことなきを要すると同時に我方の實力を正確に認識しなければ、戦争は勝てないと云ふことを教へたものであります。之は單り戦争に於てのみ適用せられるものに非ずして、一般競技競争其の他に之に類似する一般社會現象に應用せられる大原則であります。今時の支那事變に於きまして、此の原則が適用せられまことは勿論であります。即ち敵状を能く知ることが、時局を認識する上に於きまして非常に重要であるのであります。此の意味に於きまして支那の抗日態勢、抗日の状況に付て簡単に申上げたいと存じます。之には私が實際中支、北支等を視察して参りました見聞等を織込んでお話する考へであります。

支那の抗日態勢、之に關聯して申上げたい重要な點は、今次の支那事變前蔣介石政權及び國民黨各部が日本を戦争の相手とし、即ち日本を想定敵國として戦争の準備を眞剣に、且つ急速にやつて居つたと云ふことであります。即ち前回の滿洲事變、上海事變等は六、七年前の事件であります。

之以來蔣政權は戰爭準備を急速度且つ眞剣になしたのであります。其の要點を申し上げますれば、軍事的には支那の陸軍、海軍、殊に空軍の充實に力を入れました、空軍に於きましては「航空救國」即ち航空機を以て支那の國を救ふと云ふ標語を掲げまして、急速に航空兵力の充實を計つたのであります。之がため從來殆ど無きが如き空軍が、事變前には八百乃至一千機と云ふ航空機を有つやうになつたのであります。又從來支那國內の防備施設をなした處は、主として支那の内亂、或は共產匪、土匪等に對應する爲の防備で、極めて輕微なものであつたのであります。對日戰爭を準備して以來主要都市、揚子江沿岸の要所に秘密裡に新式の諸防備を施したのであります。揚子江を溯つて見ますれば、兩岸到る處にトーチカ或は砲台を作り、而もそれらの砲台には新銳の大砲を備へて居ります。又南京には顧問でありましたドイツ士官の計畫した地下指揮所、之は非常に立派な且つ大規模なもので、極秘裡に完成させたのであります。尙ほ又前回の上海事變後、停戰協定に依つて構築を禁止せられたる上海附近にも、隨所にトーチカ又は其の基礎工事が出来上つて居つたのであります。之等の防備以外に尙軍隊、軍需品の輸送と云ふ點にも對策を講じまして、即ち日本と戰爭をした場合には、上海の占領せられることが前回の上海事變に於て見ました通りなるべきを考慮しまして、香港方面からの輸送路を得る目的を以て粵漢鐵道、即ち廣東から漢口に至る鐵道を急速に實施して、事變前に完成したやうな次第であります。

斯の如く軍事的諸方面に於て準備を着々と進めました以外に、注意しなければならぬことは對日抗日思想で、支那國民の各層に、各方面に徹底せしめたことであります。此のことは蔣政權に取つては國內統一の一つの手段であり、又日本に快よからざる第三國を利用して、之を味方に引き入れて日本に對抗せしめることをも考へたものでありませうが、此の排日抗日思想は、軍隊始め各方面に浸潤したのであります。殊に看過し得ないことは此の思想を青少年學徒にまで注ぎ込んだ點であ

ります。之等は國際信義に反し、斷じて許すべからざることありますので、帝國政府は事變前數回に亘り抗議したのでありますが、それにも拘らず排日抗日の思想が教科書其の他に依り注入せられたのであります。此の實況を如實に物語る私の見た一つの例を申し上げます。

之は私が昨年上海に参りました際に、上海にあります海軍特務部から貰つた一つの資料であります。即ち上海にある支那の愛國女子中等學校、之は我國の高等女學校に相當するものであります。此の學校が事變當初支那軍が之に立籠りましたので、交戦後我軍が之を占領したのであります。其の際此の學校の職員室にあつた生徒の作文集を押収したのであります。其の作文は「抗日根本策如何」と云ふ問題であります。而して其の最優等作文を謄寫して貰つて來たのが之であります。三百字詰で二枚半位の簡單なものであります。其の緒論に於きまして

先づ以て支那はお互同志の内争を止めなければならぬ。又外國人を崇拜し、或は外國人を恐れると云ふ氣分を棄てなければいかん

と云ふことを説述し、結論に這入つて居るのであります。其の結論は極く簡單なものでありますから、此處で御參考までに讀み上げたいと存じます。

中國の對日戰爭唯一の制勝法は則ち戦局の延長持久戦なり。物資缺乏の國は短期戦を有利とし、物資豊富の國は長期戦を有利とするは一定不變の理なり。

之は日本を以て物資貧弱なる國と見做して居るのであります。

對日戦に當りては時の形勢如何を見、若し我に有利なれば堂々と對戦し、若し我に不利なれば主力は安全の地に退却集結して隙を見て行動し、奇兵を以て其の不意に出で、無防禦を攻撃し、敵をして昏迷に疲れしめば防ぎ切れざる故、持久戦は乘隙搗虚であり、實に對日戦争の勝利を得る要點なり。此の外ロシヤがナポレオンの堅壁を破りし清野の方法も我國の學ぶべきなり。

00272

此のナポレオンに對してロシアが用ひよした清野の方法とは、學生諸君も御出でになつて居りますが、恐らく西洋史に於て學ばれたこと考へますが、ナポレオンがロシア征伐を企て、長驅モスクワに攻め入らうとした際に、ロ軍はモスクワ全市を焼いて退却したのであります。之がためにモスクワに着いたナポレオンは、軍の補給、休養も出來ず、遂に退却を已むなぐられ、又其の途中に所謂ゲリラ戦術にかゝり、非常に痛めつけられ這々の體で歸還した事實であります。所謂此の方法が支那の採るべき一つの方法である云ふことを此の作文中に書いて居るのであります。

思ふに、今日の中國海軍は微弱にして、日本と開戦せば當然敵國日本海軍に對抗し得ざるが故、吾人は日本海軍を徹底的に解決する見地より海岸線を放棄して、敵を深く誘致浸入せしめて、然る後一舉に之を破らば我軍の勝利疑ひなし。以上唯一の抗日根本方策なり。

即ち現在蔣介石が考へて居るやうなことを女學校の生徒が作文に書いて居るのであります。而して此の作文は事變前に書き上げられたものであります。

斯の如く排日抗日の思想が、青少年學徒にまで伸びて居ると云ふことは、私共の最も注意しなければならぬ點でありまして、支那事變を解決致します際には、單に表面上の事柄のみに捉はるゝことなく、之等思想の根源を徹底的に取り除く條件を忘るゝことは出來ませぬ。然らざれば今後三度び第二の支那事變、第三の支那事變が來らずと云ふことは斷言し得ないのであります。此の意味に於きまして、今度の支那事變は思想方面から見まして、我國として充分留意を要し、之を徹底的に解決しなければならぬこと考へるのであります。

斯の如く我國が此の重大なる支那事變に對處しつゝある際、九月上旬揃らず歐洲戦亂の勃發に際會したのであります。歐洲戦亂が今後如何になるか容易に豫斷を許さないのであります。新聞紙上に傳へられる處に依りますれば、ドイツのヒットラー總統は和平を提議し、又イタリーのムツ

00273

リーニ首相は和平の調停に乗り出さんとするやうな姿勢を取つて居りますが、英佛が之を應諾するが如きことは恐らくないぢやないかと思ふのであります。又一方ソビエト聯邦が此の戦亂に介入したるため、愈々此の歐洲戦亂を複雑多岐ならしめまして、戦亂が漸次擴大進展する可能性が相當に大であると觀察致します。而して此の歐洲戦亂に對する帝國の態度は、先般政府より内外に闡明せられました通り「之に介入せず支那事變處理に邁進する」ことになつたのであります。此の方針に依りまして、我國の進むべき道が明かとなつたのであります。唯此所で留意すべきことは、歐洲戦亂の波及する處が單り歐洲のみならず全世界に及ぼし、帝國も又其の影響を多大に受くるのであります。故に支那事變が之に如何なる影響を受くべきかに付き充分検討を加へて、正當な認識を有つことが肝要であると考へますので、皆さんの御參考までに之等のことに付て私の所見を申述べて見たいと存じます。

支那の抗日態勢に關係がありますが、支那は御承知の通り戦争遂行上必要なる主要兵器、軍需品即ち軍艦は勿論のこと飛行機、大砲、戦車、自動車、機關銃、斯う云ふものを自ら製造する施設や能力がないので、之等の兵器、軍需品は第三國より購入供給を俟たなければならぬ状況であります。故に若し第三國から之等の兵器、軍需品の供給が止りましたならば、蔣政権は直に休戦、我に和を乞はなければならぬ情勢に立ち至るのであります。之を換言致しますれば、日本は支那を直接の敵として戦つて居りますが、其の背後にありまして蔣介石を援助して居る第三國、例へばソビエト英、米、佛等と間接に戦ひつゝあると云ふ風に見ることが出來るのであります。従つて蔣介石政権の抗日的態勢は、之等第三國の蔣介石を援助する程度に依つて變動があり得ること勿論であります。而して蔣介石を援助して居つた第三國は大部分が歐洲戦亂に關係し、而も其の主要なる立役者であります。先づ英國に付て見ますれば、英國は英佛側と云ふ風にフランスと同列に取扱はれます

00274

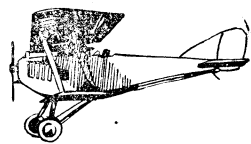
が、ドイツの正面の敵は英國でありまして、英國は國力を賭して此の前の世界大戰にも劣らざる態勢を以て此の戰爭に従事し、既に十億ポンド、即ち約百八十億圓の戰時經費を議會に於て協賛したのみならず、徴兵令を布き、十數萬の軍隊をフランス戦線に送り、又東洋方面にありませぬ砲艦の一部も引揚げると云ふやうな情勢であります。従つて從來の如く蔣政權に援助を與へることも出来なくなることば容易に想像し得るのであります。唯注意を要することは、由來英國は非常に老獪でありまして、其の外交は商人のやうな外交である一般に論評せられて居ります如く、苟くも英國に取つて少しでも利益があり、又將來利害關係がある素地ありと致しますれば、必ず之を遁すことなく之に喰ひ込むことを忘れません。現に此の前の世界大戰に於きまして、英國は本國方面に於て陸海軍の全力を集中作戦して居つたにも拘らず、我國が當時獨領の青島を攻略する場合に、英國は其の僅かな陸海軍を共同作戦せしめ、又ヨーロッパに於きましては當時ドイツ側でありましたトルコを攻略する目的を以てダーダネルス海峡攻撃に起ちました際、矢張り英國は陸海軍を之に振向けてフランスと共同作戦に従事したのであります。

斯の如く英國は將來發言權を得る必要がある如き作戦、或は將來利害關係あるが如き事件に付きましては、必ず之に連絡を取ることを傳統的の政策として居るのであります。故に英國の將來に多大の關係ある支那を忘れるが如きことは全然ないのであります。必ずや之と連絡を取り、利權の擁護に當ることは當然考へられるのであります。唯先程申上げました通りに、援蔣の程度たるや從來の如く盛んでないと云ふことを申上げ得ると思ふのであります。

(未完)

x
x
x

00275



貯蓄報國に 一層邁進を望む

支那事變も既に新しい段階に入りまして、一方に於ては極めて大規模な軍事行動を繼續して行くと同時に、他方には大陸經營の大事業が今や着々と其の歩を進めつゝあるのであります。聖戰窮極の目的たる東亞新秩序の建設を達成する爲には今後一層巨額の資金と多量の物資を要することは勿論でありまして、之が爲には國民の貯蓄に依る資金の蓄積、消費節約に依る物資の活用が何よりの肝要であります。

政府は昨年度に於て八十億圓を目標として國民貯蓄の奨励を行つたのでありますが、幸ひにして國民の理解と熱意ある協力に依つて此の一年間に七十三億八千萬圓の貯蓄増加を示しまし

た。巨額の公債が逐次順調に消化され、一方當面の急務たる生産力の擴充も大體計畫の通り進捗を見まのたのは、全く此の國民貯蓄の力に依るものであります。

然るに本年度に於ては事變に要する資金の増大に伴ひまして、貯蓄増加目標も昨年度に較べて一躍二十億を引上げて百億貯蓄を目標とし舉國一致之が達成に邁進することとなりました。依つて本縣でもその貯蓄目標を三千萬圓に増加致しまして、各位の御協力を願つてゐることは既に御承知の通りであります。

戰費、生産力擴充資金等の緊要なる資金の需要を充たし、物資の要給を圖つて軍需資材の圓滑なる供給を確保し、更に現下の重大問題たる物價騰貴を抑制する爲など、あらゆる方面から考へて國民貯蓄の重要性は益々増大して來たのであります。この國民貯蓄目標の達成が出来るか出来まいかと云ふことは、今後の我が財政經濟の圓滑なる運営を左右するものであり、延いては今次聖爭目的達成の成否を決定するもの

であると云つても敢て過言でないのであります。固より貯蓄百億圓、即ち本縣としての三千萬圓の貯蓄の達成は生やさしいことでは出来ないものであります。幾多の不自由に堪へ、凡ゆる困難を乗切る充分なる覺悟と、懸命の努力を要することは勿論であります。現下の事態は最早や能不能の議論をしてゐる場合でなく、是非とも目標額を達成せねばならぬのであります。

貯蓄奨励の全國運動が開始されてから一年以上を経過してゐる今日、如何に貯蓄が必要であるかを理解してゐない國民はありますまい。従つて現在最も必要なことは、如何にして貯蓄を生み出すか、如何にして貯蓄額を益々増加するか工夫とその實行とであります。

所得の増加してゐる人々はその増加した所得を全部貯蓄に振り向けるは勿論、更にそれ以上の貯蓄をする覺悟が必要であります。一方又所得の増加しない人々もこの際極力消費を節約して、生活の緊縮を斷行し、進んで貯蓄の實行に當つて行かねばならぬのであります。

戦線に在つて日夜皇國の爲に奮闘して居られる將兵諸士の勞苦を思へば、之等將兵諸士に對する充分なる資金、必要な軍需品を供給する源となる消費節約、貯蓄の勵行こそ、吾々銃後國民の當然の任務であります。殊に戦線にある將兵諸士の中には、その月々の手當を割いてまでも或は貯金し、或は公債を買入れる等まことに感激すべき事例も多いことを聞く時、銃後にある吾々一同は大いに奮起せねばならぬと思ふのであります。

本縣に於ける貯蓄目標額三千萬圓の達成の爲に市町村及び各種團體を通じてそれ〴〵具體的方法を決定して實行せられつゝあること、思ひますが、本年度も早や半年を経過して下半期に入りました。各位は宜しく長期建設に臨む時局の重大性を認識して大いに精神の緊張を圖ると共に、公私の生活を刷新し、消費を節約し、奮つて貯蓄報國の實行に邁進して戴きたいのであります。全國民一億が一心となつて舉國一致の努力を致しますならば、百億貯蓄の目標も必ずや



優良家系調査についで

達成せられるべきことを信じて疑はないものであります。

厚生省では民族優生制度實施の準備として種々の調査を計畫し、既にそれ〴〵進行中であるが更にその完璧を期する爲、各道府縣の教育會に依頼して全國の優良家系についてその遺傳關係を調査することとなつた。依つて本縣では教育會に調査方を依頼すると共に更に調査の迅速を期する爲各市町村長及び小學校長に依頼して十月末日までにその報告を纏めることになつてゐる。

調査の對象たる優良家系としては、社會的に見て優良者と見做すべきものを多數に輩出し、郷土の誇として衆目の一致する家系を撰定するものであつて、優良者の認定には學業成績、社

會的地位又は徳望、音楽・繪畫・文學等藝術的天稟、商業・工業等實業に於ける成功、理學・工學・醫學等自然科學に於ける學殖、宗教・哲學又は道徳界に於ける令名、國家社會に對する献身的功績其の他の社會的標準によるものであつて、父祖の權力・財力等の餘力を以て社會的に成功して居る者に就てはその本人の能力を觀察して充分豊かな才能を有すると認められる場合に初めて優良者と判斷することになつてゐる。

優良者は之を二階級に分けて、通普人を相當凌駕すると認められる者を「稍々優秀なるもの」拔群に凌駕すると認められる者を「特に優秀なるもの」としてゐる。即ち前者は一般水準を超えたものを謂ひ、後者は其の社會に於ける第一人者と目すべき者を指すのである。

優良家系を撰定する最低標準としては、その家系に於て直系・傍系を通じて曾祖父父母の代から今日迄に「特に優秀なるもの」二名以上、又は「稍々優秀なるもの」三名以上を出してゐるものを採ることになつてゐて、尙その血族に犯

罪者、反社會性者其の他社會から忌避される者又は遺傳性の精神病者・精神薄弱者(低能)、病的性格者及び其の他の悪性遺傳病者を出した家系は撰定しないことになつてゐる。



青年團の神饌 献穀

縣下各町村青年團では曩に一齊奉仕をして明治神宮、靖國神社、縣内官國幣社、縣社並に各町村産土神社に奉献米及粟を奉献することになつてゐるのであるが、彌々收穫期に入つたので町村處女會側も青年團に協力奉仕して拔穂式を行ひ、調製包装して奉献の手續を行ふことになつた。奉献の手續及方法は左の通りである。

一 奉献米及粟の數量・包装

- (1) 奉献米(品種「旭」)及粟は各單位團に於て嚴肅に拔穂式を執行した後鄭重に調製し、玄米一升を精選し清淨な白布又は白紙で作つた袋に納め、適當なる方法を以て十一月十二日迄に各郡市青年團事務所に送り、郡市代表者は之を取絡めて十一月十四日午前十時半鳥取縣廳社會教育課へ捧持すること粟を奉献する團(宇野、田後、酒津其他水田の無い地域)に於ても同様一升を選びて米と同様捧持すること。
- (2) 縣青年團では所定の規格に基いて俵裝し明治神宮と靖國神社へは玄米一斗、粟二升宛を、縣内官國幣社、縣社、(産土神社を除く)へは玄米凡そ五升宛を奉獻する。
- (3) 各町村産土神社に對する神饌米の數量は各單位團で適當に定めて奉獻する。

二 獻穀奉仕

明治神宮、靖國神社に對する獻穀捧持の縣代表者は志操堅固身體強健なる滿二十五歳未満の青年團正團員にして他の模範とする



道路愛護の華

近時經濟緊縮の折柄各府縣共に道路愛護の成績向上に努め、國民一般に第一線將兵を偲び銃後國民

に足る者の中から貳名を詮衡して派遣し、十一月十八日鳥取發十九日東京に着いて獻穀奉告式に臨み、尙十九日から二十三日迄日本青年館で開催せられる神德景仰講習會に出席させることになつてゐる。

又宇倍神社、護國神社、長田神社、樗谿神社に對しては十一月十四日奉獻米を捧持した各郡市代表者が參列して奉獻し、其の他縣内官國幣社、縣社に對しては、別に日時を定めて奉獻する。

尙産土神社に對しては別に各町村に於て關係神社と協議の上、日時を定めて嚴肅に奉獻するのである。

の義務として勤勞奉仕の精神が旺盛となり、道路愛護報國の聲が高くなりつゝある。特に本縣では他の府縣に較べて少額の豫算で道路の維持修繕をなし、之を改善して行くには縣民各位の協力に俟たなければ到底不可能であるため、夙に道路愛護會の結成を得てその指導督勵に努めてゐるのであるけれども、事變發生以來農村勞力不足等の爲に局部的には成績の余り振はない團體もあるを免れないのである。

依つて縣では全縣下一層努力して道路愛護精神の圓滿な發達と期し、國民精神總動員の趣旨に副ふべく十月十三日米子土木出張所に於て管内各道路愛護會長協議會を開催したのであつたが、この會同に當り日野郡江尾村長坂上賢宗氏を聘して江尾村が三ヶ年連續優勝の榮冠を得るに至るまでの經驗苦心談を聞いたのであつた。此の体験談は參會者一同感動甚だ深いものがあつたので此所にその要旨を記して本縣道路愛護發展の爲に資することとする。

抑も本縣に於て道路愛護會組織せられるや、

江尾村に於ても福利増進並社會奉仕の趣旨の下に之に参加したのであつたけれども、由來人情風俗の敦厚であつた江尾村も打續く不況に禍せられて民心荒怠し、公德心が乏しくなつてゐて更に活動の見るべきものがなく、突屹泥濘の惡路は行人をして擧蹙せしめたのであつた。加ふるに國縣税に對する怠慢者さへ續出して村税の滞納に至つては實に五千圓に上り、村の財政の經理には尠からぬ支障を來したばかりでなく之等の原因せられて種々の粉糾事件も發生し、當局の苦慮亦大なるものがあつたのである。村長はこの難局打開の爲に目標を定めて之が改革に碎心せられたのであつたが、之が遂行には村民協力一致の精神に據らねば到底不可能であることを認めて當局と協議の上道路愛護作業を強調し之によつて村民に勤勞奉仕の尊さを悟らしめ協力一致の精神を涵養しようとして一決したのであつた。

折柄昭和十一年の紀元の佳節に當り第六等賞を得た江尾村首腦者は奮起一番して一躍優勝の

榮冠と獲得して積年の弊を一掃すべく、先づ部落會議に於て作業計畫を樹立し、毎月二回全村を大動員して奉仕に當ることとした。道路愛護の眞意を解せず且つ奉仕の精神を悟らない村民の多數はこの大計劃に反對し、囂々として狂氣の沙汰なりとしたのであつたが、村當局は敢て驚かず、先ず村會に趣旨を説明して賛意を求め、區長各團休長を招集して諒解を求め、斯くして部落幹部と協力して其の部落會に臨み、諄々として道路と人道の如何なるものであるかを説き、治水・道路愛護の運動は部落民協力の下にその完璧を期すべきであること、之が根本基調たる奉仕精神が社會生活上重要缺くことの出來ない徳性である所以、利他自利一如の境地に安住すべき理を平易に説明して其の觀念の醜醜と理解に努め、各部落會を通して懇談一ヶ月餘毎夜半ばを過ぎねば眠らぬ有様であつた。

かくて當局の熱意は漸く村民を覺醒せしめ、不満の聲が漸次低調となるに及んで實地に擔當區域を設けて標柱を以て區劃して其の責任を明

にしたのであつた。そして作業實施に當つてはサイレン、太鼓、鐘等部落毎の合圖を以て出動し、別染の支部旗を先頭に腕章の支部長が之を引率し、鍬、スコップ、負ひ籠等夫々作業用具を携へた會員が隊伍を整へて部署につけば、命令一下各區が競争的に材料の採取、路面の整形補正、側溝の浚渫等豫て指示せられた方法を以て懸命に作業に従事する状況は眞に肅然として襟を正さしむるものがある。一方トラック、荷馬車を動員して能率の増進を圖るので、今や路面は全線に亘つてアスファルトのやうになり、隣接村との境界は截然として區別せられ、通行者をして、嘆賞の聲を放たしめるものがあるに至つた。一面毎年村費を計上して器具の購入に充當するばかりでなくトラックや荷馬車の賃銀を支辨してゐるのであつて、其の計劃と作業能率の向上は實に他の模範とするに足るものである。

尙當村愛護團體は路面の維持修繕ばかりでなく、耳石不整備の箇所、百數十米に亘つてセメント工事及勞力自給をなし、之を改修の上幅員

擴張をして利用價値を大ならしめる等令、道路愛護の精神は村民各階級に徹底し、交通頻繁又は降雨後等路面に凹地を生じた際は各自通行の途次に進んで砂利又は土砂をあげて之を補正し村民は田畑への往復、兒童は通學の途次等常に擔當區域に意を用ふる様は恰も慈母の愛兒をいつくしむが如く、現在では村民から當局に作業の實施を懇願する状態であつて、其の徹底の程度知るべきである。

抑々村民各層がかやうに認識を深めたのは村當局並に駐在巡查の月餘に亘る不撓の努力誘導によることは論を俟たないが、作業に際して村長を先頭に役場吏員や駐在巡查各位が村民に率先し、脚絆地下足袋で各自の分擔區域を巡視督勵し、自ら鍬を執りバラスを擔ひ、終日共に作業せられる熱心に、村民が感奮一致協力事に當つたのによるものであつて、その功績實に大なりと云ふべきである。

果せるかな昭和十二年の紀元節には優勝の榮冠を獲得し、引き續き縣より納税成績優秀の表

00282

彰を受け、滞納村税額も三ヶ年に亘る不撓の努力によつて大激減を來し、現在は三百餘圓を殘すばかりとなつてゐる。之れ實に道路愛護精神作興の賜物であると共にその對蹠的方面でも偉大なる効果を現はしてゐるものであつて、道路愛護三ヶ年連續優勝の名譽を得たのも亦故なきに非ずと云はねばならぬ。

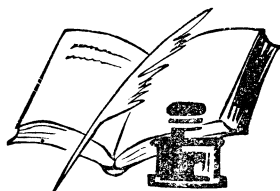


青年學校生徒 教育調査

縣社會課では、青年學校に於ける教授及び訓練の徹底と、生徒の能力向上をはかり、併せて青年教育の改善進歩に資する目的を以て青年學校生徒の教育調査を行ふこととなつた。

調査事項は修身及び公民科、普通學科、職業科、家庭科、其の他時事並に實生活に關するもので、縣係官及び視學委員が學校視察並に教練

科査閱の際調査することになつてゐる。尚ほ本調査實施の際には本科第三學年以上、及び本科第二學年以下の二階級に分ち調査するが調査の結果を學年別に分類調査の上整理表に記入し、解答用紙及び整理票を縣に於て各校毎に審議し、指導並に改善の資料とするものである。



三椶密植 促成栽培法

(一) 適地

三椶栽培の適地に對する研究は全國に於て未だ精密な研究がなく、施與すべき肥料の性質についても充分判明してゐない。從來栽培せられてゐる處から考察すると、一般に緊つた土壤で

00283

あつて下底に石礫を有する排水の良い所謂礫質壤土の土質が好適してゐるやうである。又地勢については太陽の直射する所を忌み、北面の傾斜地又は樹陰の地等がよく生育するものである。隨つて本縣に於ける海岸の砂地等は不適當である。

(二) 繁殖方法

普通實生によつて苗を作り繁殖する方法が行はれてゐる。種子は果實一升から約二合を得ることが出来る。一升の重量は約二百六十匁であつて、粒數は約三萬粒である。

貯藏法は果實を菘に包みて土中に埋め、果肉の腐敗した時之を桶に取り入れて潰して種子を分離し、水選して後砂と混合して棕櫚の皮で包み、地下二尺位の穴の中に埋藏する。乾燥すると發芽力を失ふものである。

(三) 苗圃

1 整地 晩秋耕起し、翌年三月上旬に堆厩肥

を混じて耕起し、幅一尺毎に一鍬巾の採溝を作り、之に石灰窒素を施して十日以上経過した後播種するがよい。

2 播種量 反當約五升を標準とする。播種期三月中下旬、播種した後切藁を撤布して日覆をすること。

4 施肥 (反當)

堆肥二百貫——基肥として全部鋤込み、石灰窒素六貫——基肥とし床面鋤込み、下肥八〇貫(又は硫酸二貫)——追肥 硫酸は一貫に付き水一石五斗の割合に溶解する。

5 除草、中耕 適宜行ふ。

6 收穫 三月下旬頃五十本一把として日陰の地に斜に假植する。苗圃一反歩から約七萬五千本の收穫が出来る。

(四) 本 圃

- 1 整地 苗圃と同様冬季耕起して充分風化せしめ、春季植付前更に耕起して堆肥を鋤き込み、石灰窒素を全面に撒布して軽く耕起する
- 2 苗の消毒 三斗式過石灰ボルドー液に苗の根を約五分間浸漬すること。
- 3 定植 縣で試験中のものは普通植、密植、疎植の三種を行つてゐる。反當りにして、
普通植は 條間一尺 株間一尺
 一〇、八〇〇本
密植は 條間一尺 株間五寸
 二一、六〇〇本
疎植は 條間一尺五寸 株間一尺
 七、二〇〇本
- 4 施肥料 三極纖維と肥料の種類及分量並に三要素の割合等の關係に就ては未だ充分な研究成績がないので遺憾ながら正確な事が云へない。茲に示すものは一昨年からの計畫實施しつゝある試

驗計畫を其のまゝ記したものであつて、未だ完全な施肥量とは云へない。

基肥(反當)

- 堆肥量 三〇〇貫(窒素、一貫四七〇 磷〇貫七八〇 加里、一貫四四〇)
- 石灰窒素 一〇貫(窒素、二貫〇〇)
- 追肥(反當) (植付後二ケ年分)
- 硫酸 一三貫(窒素、一貫六〇〇)
- 過石 一〇貫(磷、一貫六〇〇)
- 木灰 二五貫(加里、一貫三三〇)
- 計(窒素、六貫〇七〇 磷、二貫三八〇 加里、二貫七六〇)

5 定植後の管理

- 除草 中耕 灌水
- 追肥 春季發芽前及夏季
- 補植 枯損箇所には第二年目に行ふ
補植數は凡そ植付本數の一割位である

(五) 收 穫

植付後二年目の晩秋から三年目の早春に行ふのが最も早いものである。
時としては更に一ケ年を経過して收穫することもある。收穫方法は従來のやうに根元から刈取らないで根付のまゝ掘り取り、根元から二、三寸をつけて細い根は切り棄てるのである。

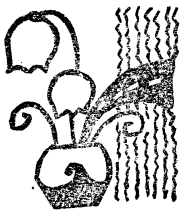
薦することゝなつた。

- 岩美郡面影村青年學校助教諭 八 木 谷 兼 子
- 八頭郡若櫻町青年學校教諭 松 原 喜 美 代
- 氣高郡鹿野町青年學校助教諭 岸 田 テ ル
- 東伯郡上小鴨村青年學校講師 毛 利 年 子
- 東伯郡由良町青年學校助教諭 山 崎 靜 子



第四回農山漁村婦人指導者 修練講習會講習生推薦

全國學農聯盟に於ては、今回農山漁村婦人指導者に必要なる事項を指導し、優秀なる農山漁村婦人指導者を養成する目的を以て來る十一月十一日より二十日に至る十日間、農林省後援の下に東京市杉並區下高井戸農林省農村工業指導所に於て第四回農山漁村婦人指導者修練講習會を開催することとなり、本縣へも右講習生の推薦方依頼があつたので、之に對し縣では學務部經濟部共同にて慎重詮衡の結果、左の五氏を推



正しい炊飯法 (白米食問題の四)

白米食の不合理であること、殊に従前市場の精白米は、精米の過程に於て混砂精白と致しませぬ爲めに、米の胚芽は脱落し易く米粒表面の蛋

白質は削り取られて仕舞ふ結果となり又精米の仕上に化粧粉を加へます關係上淘ぎ洗ひに際して必要以上の淘ぎ洗をして食米に大切な蛋白質脂肪等を流失し又僅に残つて居たビタミンBも全く失つて仕舞ひ脚氣やビタミンB欠乏性に罹るのです。そこで食米の合理化と縣民の健康増進を圖るてふ深遠な目的から縣令を以て本年一月一日から精白米取締規則の實施となり米の混砂精白を嚴禁し又化粧粉其の他に類似ものを混じた所謂混砂米も縣内で販賣授與することを禁じられた次第であります。

此の精米取締規則は公布以來未だ日も浅いのでありますが現在では規則の趣旨が充分徹底し既に巷間混砂米は全く其の影を没して再び往古の無砂米時代に立返つた事は國民保健上慶賀に堪えない事である。然も無砂米必然の結果として米の胚芽の殘存率はすつと高まり理想の胚芽米、七分搗米への一大躍進となり又完全無砂米となつた事により淘ぎ洗ひによる榮養成分の損失も防ぎ得られるのみならず洗米時間の節約を招いて

ゐることも見逃せない利點であると信じます。更に完全無砂米であります。胚芽米や七分搗米が人間の爲の正しい食米であることは既に述べた通りであります。吾々縣民否國民として一日も早く精白米食を廢して胚芽米又は七分搗米を常食とする慣習に入りたものであるとあります。左にこれ等の正しい炊飯法について記して、これが實施の一日も速かならんことを冀ふ次第であります。

一 米の洗ひ方

米に充分量の水を加へて軽く手早く底の方から一、二回掻き廻し、塵埃を洗ひ流して直ぐ水加減をするだけでよく、決して長時間水に浸したり力を入れて淘ぎ洗ひをしてはならぬのであります。

これ迄のやうに白水のなくなる迄充分淘ぎ立てたりカン水を棄てたりすれば、ビタミンBや蛋白質等は著しく失はれて仕舞ひ、其の榮養價値は混砂精白米と同成分になるからいけないのであります

一 炊き方

胚芽米や七分搗米の炊き方としては、カン水はあつても捨てないでそのまゝ炊き込むこと、水加減は少し多目にするが宜しく、例へば米一升を一、二回水を加へて軽く洗ひ、水を切つた後大体水一升二合五勺の割合に水加減をして必要があれば釜の蓋を除いて重湯を溢さぬやうにして吹上がるまで強火で炊き、後は中火で十五分乃至二十分加熱した後火を退き、更に十五分間位蓋を施したまゝ充分蒸します。

尙胚芽米は炊き上げると色は米の儘の時より白くなり、又釜殖が多いものです。

一 飯の貯藏

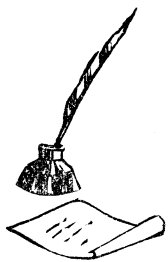
夏は清潔な籠に入れ、日蔭の涼しい處に釣して置き、冬は櫃に取り炬燵等の温い所に置くこと。其の他塵埃や蠅の入らぬ様注意せぬと此等のものが飯を飯の上に植へ付けるから早く變敗するのです。

一 胚芽米の貯藏

胚芽の中のビタミンBの含有量は籾の發芽力

と大体併行するから、籾で貯藏すれば非常に永くビタミンを保有し得ますが、胚芽米として搗精された精米は、胚の枯死によつてビタミンは時間と共に漸次遞減するものでありますから、必要に應じて其の時々玄米から搗精するのがよいのであります。

又家庭で胚芽米を貯藏するにはブリキ罐石油罐等に入れて冷かな處に貯藏するがよく、一時に大量を買入れるのは賢明の策ではありません



第六回労働統計實地

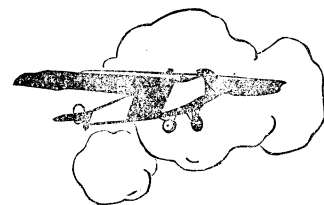
調査書類の進達

政府の労働対策、生産力擴充、賃銀統制等の計畫遂行に資する第六回労働統計實地調査は去

る十月十日現在を以て全國一齊に施行せられたが、今回の調査は從來の定期調査とは異り、時局下重要な意義を有するもので、本縣統計課では之が調査書類の進達に付ては豫ねてより内容の正確、報告の迅速を期し、縣下の調査關係者を督勵して十月廿三日審査を完了の上發送したが、本縣の成績は、廿五日届いた内閣統計局森勞働課長からの電報に依ると、他府縣を凌駕して全國第二位を占むるに至つたことが判明した。是れ全く本縣に於ける調査關係者が時局下本調査の重要性を認識して一致協力せられた結果で縣當局としては本調査關係者に對し深甚の謝意を表してゐる。

× × ×

滿洲帝國協和會
開拓關係職員募集



今春來の日滿移民會議の趣旨に則り、日本内地からの開拓民青少年義勇軍がいよゝ實質的にも形式的にも滿洲帝國の行政經濟機構の中に織込まるゝこととなり、政府機關に於ても開拓總局、省開拓廳、縣公署開拓係と開拓機關が漸次整備されつゝある情勢に照應し、滿洲帝國協和會も積極的に開拓の仕事に協力することとなり、今其の開拓關係職員の整備を目論しつゝあるが、今回其の要員の推薦方に關し帝國農會、大日本青年團、農村更生協會、滿洲移住協會の四團體に依頼して來たので、右四團體では左記

募集要項に依り希望者を募ることとなつた。

- 一 必要員數 百三十四名
- 二 資格 二十五歳—三十五歳程度、成るべく農村事情に通じ若くは農村指導に經驗を有し、且つ中等學校卒業程度以上の學歷を有する者

三 申込並に詮衡

(イ) 十一月二十日まで左記書類を取揃へて四團體の何れかに提出すること(系統團體に於ては道府縣單位團體長の推薦を経ること)

(ロ) 詮衡の期日及び方法は右書類受付後各應募者に追つて通知採用者は内原訓練所に於て二

四 訓練

採用者は内原訓練所に於て二

五 待遇

(イ) 週間、ハルビン訓練所に於て二ヶ月半の訓練を實施
當初三ヶ月の訓練期間中は月五十圓の訓練手當を支給し、諸費用は内原訓練所よりハルビン訓練所に至る移動旅費をも含めて一切協和會負擔の豫定

(ロ) (ハ)

訓練終了後赴任旅費支給
訓練終了後年齢、勤務地、任務其の他各般の事情を參酌して給與額を決定し本俸、在勤手當、住宅手當、賞與其他一切の諸手當(但し旅費日當除く)を含めて月略九十圓乃至二百圓

六 家族招致

赴任當初は家族を同伴し得ず渡滿後家族招致までの期間は任務、勤務地に依り一定せざ

るも、相當長期間を経過する
ことがある



開拓文庫の設置

東京の國民新聞社では拓務省、及び陸軍省、
滿洲移住協會の後援の下に滿洲の開拓團、並に
青少年義勇軍の訓練所に開拓文庫を設置するこ
とになりました。
之は開拓者並に青少年義勇軍の修養に資する
と同時に、慰問慰安と云ふことを加味したもの
であります。之に付て本縣でも縣下各市町村

から新舊を問はず精神的且つ健全なる書籍及び
雑誌を多數募集することにしましたので、各市
町村では右の趣旨に賛同せられ、来る十一月十
日までに縣社會課までお送り下されば、縣から
取纏めて國民新聞社へ送付することになって居
りますから滿洲の曠野に新天地を開拓しつゝあ
る開拓者、並に青少年義勇軍を慰問慰安する意
味に於て進んで送付して頂きたいのであります



第八次滿洲開拓民

早期本隊希望者決定

曩に募集中の第八次滿洲開拓民早期本隊志望
者は十二名であつたが、十月二十八日午前十時
半より縣社會課に於て身体検査を行つた結果、
合格者は左の九名と決定したので、東伯郡南谷
村縣立修鍊農場に十一月一日より向ふ一ヶ月間
入所せしめ、訓練施行の上八次早期本隊開拓民
として送付することゝなつた。

八頭郡若櫻町	中矢	登
氣高郡青谷町	澤井	藏
同	澤	藏
同	若山	藏
同	猪口	藏
同	神戶村	三郎
同	末恒村	政
同	東伯郡矢送村	政
同	福山	一
同	小谷	臣
同	刑部	一
同	小	政
同	山	一
同	福	政
同	光	一
同	賢	一

× × ×

十一月一日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 週報第百五十九號掲載内容
- 一時局と遵法精神特別寄稿 (司 法 省)
- 天皇ノ名ニ於テ (尾 佐 竹 省)
- 九、一八物價とは何か (商 工 省)
- 價格停止と除外品 (農 林 省)
- 地代家賃統制令解説 (厚 生 省)
- 爲替基準について (大 藏 省)
- トルコを繞る英佛ン (外務省 情報部)
- 寫眞週報第八十九號掲載内容
- ニッポン號世界一周ノ壯途完成―鵬程五万二千八百キロ翔破
- 英靈神鎮る日―靖國神社臨時大祭
- 法も情の温かさ
- 檀原の聖域に日滿一体の勤勞奉仕―滿洲國協和青年百九名の淨行奉仕
- 海外通信―歐洲の表情
- 感冒は萬病のもと―家庭急救箱 其の九
- 讀者のカメラ